

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
10月4日
(金曜日)

目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定(長寿社会課).....二

山口県卸売市場条例第三十五条第二号の規定による業務の廃止の届出(企画流通課).....二

保安林の指定(森林整備課).....二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....三

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課).....三

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....四

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....五

県営一島西地区(第二換地区)経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定(農村整備課).....五

公共測量の実施(二件)(監理課).....六

周南都市計画臨港地区の変更の案の縦覧(都市計画課).....七

人委規則

職員の内用に関する規則の一部を改正する規則.....八

公安委規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....八

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正.....八

山口県告示第三百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年十月四日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	称 療	所 在 地	機 関	廃 止 年 月 日
西村整形外科医院		周南市川手一丁目四番五号		平成二五、八、二
小羽山薬局		宇部市南小羽山町二丁目一九番一五号		" " 一、二
ファミリー薬局		光市光ヶ丘二番二号		" " 七、三

山口県告示第三百八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十月四日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	称 療	所 在 地	機 関	指 定 年 月 日
諏訪歯科医院		下松市中市一丁目一〇番三三号		平成二五、八、九
おがわ歯科クリニック		" 大字末武下四六三の二一六		" " 九、一
ひろち歯科クリニック		岩国市車町二丁目一六番四八号		" " " "
おばやま薬局		宇部市南小羽山町二丁目一九番一五号		" " 八、一三
株式会社ファミリー薬局		光市光ヶ丘二番二号		" " " "

指定訪問看護事業者等の
主たる事務所
の所在地

訪問看護ステーション等
の所在地

指定年月日

社会福祉法人周
陽福祉会
医療生活協同組
保健文化会

防府市岸津二丁目二四番二〇号
山陽小野田市セメント町四番二二
岸津苑訪問看護ステーション
虹の訪問看護ステーション山陽小野田

防府市岸津二丁目二四番二〇号
山陽小野田市セメント町四番二二

平成二五、八、一
五、八

山口県告示第三百九十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十月四日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医
称 療 所 機 在 関 地 指 定 年 月 日

おばやま薬局 宇部市南小羽山町二丁目一九番一 平成二五、八、一三五

山口県告示第三百九十一号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第三十五条第二号の規定により、次のとおり業務の廃止の届出があった。

平成二十五年十月四日

山口県知事 山本 繁太郎

登録番号	開設者の名称	開設者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	廃止年月日
水開第二四号	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	山口県漁協安岡共同荷捌所	下関市大字安岡岡漁港埋立地	平成二五、八、三一
水開第二六号	"	"	山口県漁協吉母共同販売所	吉母大字八八の三	"

登録番号	卸売業者の名称	卸売業者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	取扱い品目	廃止年月日
水卸第二四号	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	山口県漁協安岡共同荷捌所	下関市大字安岡岡漁港埋立地	水産物	平成二五、八、三一
水卸第二六号	"	"	山口県漁協吉母共同販売所	吉母大字八八の三	"	"

山口県告示第三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十五年十月四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林の所在場所

長門市日置中字横坂三一五の七、三一五の八、三一五の一三、三一五の一六、三一五の三八から三一五の四〇まで

美祿市秋芳町別府字馬渡五九七、五九八の二、六〇二、一七四二、一七四四、一七四六の一、二〇五六、字大判ノ浴六五〇の一、六五一の一、六五三から六五八まで、六六〇、六六一、字早田七七〇、七七二の一、七七二の二、八一五の一、八一五の二、八一六の二、八一六の四、八一七から八一九まで、字千人塚八二〇、八二一、字諏訪ノ前一二八八の一、一二八九の一、二〇七〇、字道場一三〇八、字迫田一五五六の八、一五五六の二三から一五五六の一五まで、字萩ノ尾一六八九の二、一六八九の三、一六九一、一六九二、字湯ノ上一六九四の一、一六九七、一七〇〇、一七〇一、一七〇二の一、一七〇五、一七二〇から一七三三まで、一七二四の一、一七二四の二、字埴山一六九八の二、一六九九の一、字船ヶ迫一七〇八の一、一七〇九の一、一七一〇の一、一七一一の一、一七一一の二、一七二二、一七二四、一七二八、一七二九の一から一七二九の三まで、字大判の浴一七二五から一七三三まで、一七三五の一、一七三五の二、二八〇一、二八〇二、字岡一七三八、一七三九、一七四〇の一、字金子林二〇五九、二〇六一、二〇六五から二〇六八まで、字馬渡り二二二八の一、二二二八の二、字大判浴二二二九、字長林二八三一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

山口市阿東徳佐下字坂田平六七三の一、六七四から六七六まで、一八〇〇の一、字坂田一七九六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 山口市阿東徳佐下字坂田平六七六(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)



(三四三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年十一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十月四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年九月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 すもーるすてっぷ
代 表 者 の 氏 名 馬越 賢次
主たる事務所の所在地 防府市華浦二丁目五番三五号

三 定款に記載された目的

発達の気になる子どもや障害をもつ子どもとその保護者や関わる人々に対して、相談や発達支援に関する事業を行い、子どもの健全育成及び福祉の増進に寄与すること。

(三四四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十五年十一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十月四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年九月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人再発見やまくち
代 表 者 の 氏 名 米本 太郎
主たる事務所の所在地 山口市宮野下一一三三番地の一

(三四五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十五年十一月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口市宇部県民局において公衆の縦覧に供します。
平成二十五年十月四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年九月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人産業創造支援ステーション

代 表 者 の 氏 名 深川 勝之

主たる事務所の所在地 宇部市大字川上五八二番地

(三四六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十五年十月四日から平成二十六年二月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十月四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) ジュンテンドー新菊川店
所在地 下関市菊川町大字田部四八三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 島根県益田市下本郷町二〇六の五 飯塚 正

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年六月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、二二二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一〇〇台

(二) 駐輪場の収容台数

三〇台

(三) 荷さばき施設の面積

六四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏 名 又 は 名 称

株式会社ジュンテンドー

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後八時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数

一箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後十一時まで

八 届出年月日

平成二十五年九月十八日

(三四七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十五年十月四日から平成二十六年二月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十月四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 トミーズタウン新下関
 所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 ニューヨークエポリニュー 北九州市門司区柳町二丁目八番三〇号 嶋田 正哉
 ショーン株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 株式会社くすりの鶴美堂	午前九時三〇分	午前九時

- 四 届出年月日
平成二十五年九月十九日
- 五 変更年月日
平成二十五年十月一日

(三四八) 県営二島西地区(第二換地区)経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営二島西地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第二換地区につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

平成二十五年十月四日

土地の所在地

山口県知事 山本 繁太郎

地積
(平方メートル)

山口市秋穂二島字干見崎中一九四	田	一、一〇七
一九五	田	一、四七一
二三八	田	一、一七〇
字干見崎南二六七	田	一、一三〇
二八七	田	九七八
二八八	田	九六五
字上夕南五一八	田	六三九
字門田六〇一の二	田	三三三
字堂ノ前六九九	田	六四四
七〇一	田	八六九
字上萩原九三七	田	四一六
字下萩原九四一	田	三五三
九四二	池	一、五〇七
九四八	田	七一四
字大里北一〇三九	田	一、二四二
一〇四〇	田	一、三一五
字大里中一〇六七	田	一、九〇四
一〇六八	田	一、一九六
一〇七四	田	五三二
一〇七五	田	三九
字大里南一一一	田	四九五
一一一六	田	六二
一一一七	田	六八〇
一一二二	田	六九七
一一二三	田	九九
一一三三	田	六五一
一一三四	田	四一三
一一二五	田	六九七
一一三七	田	一〇七
字北田一一八六	田	一〇七
字今宮一四〇〇の三	田	一六二

(三五二) 周南都市計画臨港地区の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画臨港地区の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十月四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区笠戸島臨港地区
 - 二 都市計画を変更する土地の区域
下松市大字笠戸島
 - 三 変更の内容
区域の変更
 - 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十五年十月四日から一週間
 - 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市計画課
-
- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区東豊井臨港地区
 - 二 都市計画を変更する土地の区域
下松市大字東豊井
 - 三 変更の内容
区域の変更
 - 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十五年十月四日から一週間
 - 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市計画課
-
- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区新川臨港地区
 - 二 都市計画を変更する土地の区域

下松市新川二丁目、新川二丁目及び新川四丁目

変更の内容
区域の変更
都市計画の案の縦覧期間
平成二十五年十月四日から二週間

都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市計画課

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区末武下臨港地区
 - 二 都市計画を変更する土地の区域
下松市大字末武下
 - 三 変更の内容
区域の変更
 - 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十五年十月四日から二週間
 - 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市計画課
-
- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区光井臨港地区
 - 二 都市計画を変更する土地の区域
光市光井二丁目及び大字光井
 - 三 変更の内容
区域の変更
 - 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十五年十月四日から二週間
 - 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市政策課
-
- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区島田臨港地区

- 二 都市計画を変更する土地の区域
光市島田二丁目及び大字島田
- 三 変更の内容
区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十五年十月四日から一週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市政策課



職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月四日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

- 別表中七を八とし、六を七とし、五の次に次のように加える。
- 六 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職で、職種が衛生薬学、衛生監視又は保健師である職員をもつて充てるもの

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県公安委員会規程第二号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年十月四日印刷
平成二十五年十月四日発行

発行人 山口県庁

平成二十五年十月四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十九の表第六条第九項の項の前に次のように加える。

第5条第7項	禁止命令等の申出の受理
第5条第4項	禁止命令等の内容及び日時の通知
第5条第5項	禁止命令等をしなかつた旨及びその理由の通知

別表第一の四十の表第四条の項中「第4項」を「第9項」に改める。

別表第二中三十六の表を三十七の表とし、十八の表から三十五の表までを一表ずつ繰り下げ、十七の表の次に次の一表を加える。

18 マーカークレーン等の規制等に関する法律

根拠条項	第5条第7項	事務の内容	禁止命令等の申出の受理
------	--------	-------	-------------

附則

この規程は、平成二十五年十月四日から施行する。

山口県公安委員会告示第四十六号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月四日

山口県公安委員会

表山口県岩国警察署の部川下交番の項所管区の欄中「愛宕町二丁目」の下に、「愛宕町二丁目、愛宕町三丁目」を加える。